

達第6号

東住吉区役所課長等専決規程（平成24年達第43号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(8) 略]</p> <p><u>(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u></p> <p><u>(10)~(12) [略]</u></p> <p>[2・3 略]</p> <p>(保護課長専決事項)</p> <p>第7条 保護課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関すること</u></p> <p><u>(2) 生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること</u></p> <p><u>(3) 生活困窮者自立支援法第18条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関するこ</u></p>	<p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>[(1)~(8) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(9)~(11) [同左]</u></p> <p>[2・3 同左]</p> <p>(保護課長等専決事項)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>と。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。</u></p> <p><u>(4)</u> 大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第2条の事務に関する<u>こと</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>[削る]</p>	<p><u>(1)</u> 大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第2条の事務に関する<u>こと（次項第4号に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>(2)</u> [同左]</p> <p><u>2</u> 生活支援担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関する<u>こと</u></p> <p>(2) 生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する<u>こと</u></p> <p>(3) 生活困窮者自立支援法第18条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する<u>こと</u>。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。</p> <p>(4) 大阪市生活保護法施行細則第2条の事務に関する<u>こと（区長が定めるものに限る。）</u></p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(東住吉区役所総務課)